

独立行政法人労働政策研究・研修機構役員報酬規程の一部改正の概要

．一部改正の趣旨

平成23年9月に出された人事院勧告を鑑みるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の給与減額支給を削減するため「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が平成24年3月に施行されたことに関し、厚生労働省から国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請されたことを受け、以下のとおり役員報酬規程の改正を行うこととする。

．一部改正の内容

(1) 役員の本俸月額を指定職俸給表の引下げ率(平均 0.5%)に準じ、改定する。

(2) 平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)常勤役員の報酬を以下のとおりとする。

本俸月額 特例期間前に受けていた本俸月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じた額

特別調整手当 上記の本俸月額に対する特別調整手当の額

期末手当 特例期間前に受けていた本俸月額に基づき得られた期末手当から、当該期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じた額

勤勉手当 特例期間前に受けていた本俸月額に基づき得られた勤勉手当から、当該勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じた額

(3) 平成24年4月に支給した本俸月額及び特別調整手当から上記(2)及びにより減じて得られた本俸月額及び特別調整手当との差額を、平成24年6月期の期末手当から減額する。

．実施時期

平成24年5月1日より施行。

独立行政法人労働政策研究・研修機構役員報酬規程（改正案）新旧対照表

旧	新
<p>平成15年10月1日施行 平成15年12月1日改正 平成16年4月1日改正 平成17年12月1日改正 平成19年4月1日改正 平成21年6月1日改正 平成21年12月1日改正 平成22年12月1日改正</p>	<p>平成15年10月1日施行 平成15年12月1日改正 平成16年4月1日改正 平成17年12月1日改正 平成19年4月1日改正 平成21年6月1日改正 平成21年12月1日改正 平成22年12月1日改正 <u>平成24年5月1日改正</u></p>
<p>（第1条から第3条まで 略）</p>	<p>（第1条から第3条まで 略）</p>
<p>（本俸の月額） 第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。 （1） 理事長 <u>94万3千円</u> （2） 理事 <u>78万円</u> （3） 監事 <u>70万5千円</u></p>	<p>（本俸の月額） 第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。 （1） 理事長 <u>93万8千円</u> （2） 理事 <u>77万6千円</u> （3） 監事 <u>70万1千円</u></p>
<p>（第5条から第9条まで 略）</p>	<p>（第5条から第9条まで 略）</p>
<p>（非常勤役員手当） 第10条 非常勤の役員の手当は、次のとおりとする。 非常勤監事 月額 <u>241,400円</u> 2 第6条及び第7条の規定は、非常勤役員手当の支給について準用する。</p>	<p>（非常勤役員手当） 第10条 非常勤の役員の手当は、次のとおりとする。 非常勤監事 月額 <u>240,200円</u> 2 第6条及び第7条の規定は、非常勤役員手当の支給について準用する。</p>
<p>（第11条 略）</p>	<p>（第11条 略）</p>

附 則

- 1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長 828,312円
 - (2) 理事 684,846円
 - (3) 監事 619,881円
- 3 特例期間における常勤役員の次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる額とする。
 - (1) 期末手当 平成16年4月1日施行附則第2項に基づき得られた期末手当から当該期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じた額。
 - (2) 勤勉手当 平成16年4月1日施行附則第2項に基づき得られた勤勉手当から当該勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じた額。
- 4 平成24年4月1日において常勤役員であった者においては、平成24年6月に支給する期末手当の額は、前項第1号に相当する額から、次に掲げる額の合計額を減じた額とする。
 - (1) 平成24年4月に支給された本俸月額から第2項に規定する本俸月額を減じて得た額
 - (2) 平成24年4月に支給された特別調整手当の額から第2項に規定する本俸月額に対する特別調整手当の額を減じた額
- 5 第3項及び第4項の規定により減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。